

関東整備局 分収造林契約 新規契約箇所一覧(平成25年度)

整理番号	分収造林契約地の所在市町村	契約面積 (ha)	選定 基準※注1	重点化 基準※注2	B/C※注3	備考(重点化基準の具体的内容)
1	福島県福島市	14	ウ	①	2.20	(阿武隈川流域)
2	栃木県鹿沼市	15	ウ	①	2.43	(利根川流域)
3	群馬県吾妻郡高山村	19	ウ	①	2.17	(利根川流域)
4	群馬県前橋市	9	ウ	①	2.18	(利根川流域)
5	新潟県五泉市	12	ウ	①	2.62	(阿賀野川流域)
6	山梨県南巨摩郡身延町	19	ウ	①②	2.08	(①富士川流域②波高島簡易水道)
7	山梨県南都留郡西桂町	6	イ	①②	2.41	(①相模川②夏狩簡易水道)
8	山梨県都留市	5	ウ	①②	2.41	(①相模川②盛里簡易水道)
9	静岡県島田市	3	ア	①	3.57	(大井川流域)
10	静岡県伊豆の国市	8	ア	①	2.46	(北伊豆流域)
11	静岡県静岡市	3	ア	①	3.29	(安倍川流域)

注1 選定基準は次のとおり。

ア：無立木地 イ：散生地 ウ：粗悪林相地

注2 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①：2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域

②：ダム等の上流など

注3 「B/C」：便益(B)を費用(C)で除算した値。林野公共事業の採択基準は、 $B/C \geq 1.00$ 。